

令和6年第7回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和6年10月21日(月)午前10時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	小島孝之
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	横瀬修克

5 議事日程

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 開 会 宣 言 | |
| (2) 会議録署名委員の指名 | |
| (3) 教育長の報告 | 別紙のとおり |
| (4) 市長からの意見聴取 | 別紙のとおり |
| (5) その 他 | |
| (6) 閉 会 宣 言 | |

(別紙)

◎ 教育長報告事項

① 調停成立について

◎ 市長からの意見聴取

議案第65号 和解することについて

議案第66号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)について

議案第65号

和解することについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた和解することに同意することについて議決を求める。

令和6年10月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

和解することについて

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

- 1 相手方 岡山県岡山市北区下中野483番2
グッドエネジーSPC埼玉県第一合同会社
代表社員 日本エネルギーホールディングス株式会社
職務執行者 藤木 慎太郎

2 事件の概要

市は、市有施設（屋根等）における太陽光発電事業協定書に基づき、朝霞市立朝霞第十小学校（以下「朝霞第十小学校」という。）屋上において屋根貸し事業として、相手方の太陽光パネル等を設置している。このたび朝霞第十小学校の大規模改修工事（以下「本工事」という。）の実施に当たり、本工事の期間において、太陽光パネル等を撤去する必要がある。

太陽光パネル等の撤去及び再設置に係る費用負担や撤去期間が長期間に及ぶことから、相手方において大きな損害を被ることとなるため、相手方より当該撤去に係る費用の一部について、市に負担を求める申し出があったことから、協議の上、和解に応じるものである。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市が行う本工事に際して、市が指定する時期までに、朝霞第十小学校の敷地内に存する相手方所有の太陽光発電事業に伴う設備一式（以下「設備」という。）を一時撤去するものとする。ただし、市が本工事を実施する上で、支障のない設備についてはその限りではない。なお、撤去期間については、市と相手方が別途協議するものとする。
- (2) 相手方は、本工事完了後、市の指定する日以降、設備を再設置できるものとする。
- (3) 相手方は、設備の撤去、再設置する際は、朝霞第十小学校は教育施設であることから、撤去方法、再設置方法については、市の指示のもと行うものとする。
- (4) 市は、相手方に対して、本工事に係る設備の一時撤去に関する一切の補償金（以下「補償金」という。）として、3,182,762円を支払うものとする。
- (5) 相手方は、その余の補償金の請求を放棄する。
- (6) 補償金の支払い時期については、市と相手方が別途協議するものとする。

- (7) 市が定めた撤去期間において、行政財産の使用許可で示した額について、日割りで減額するものとする。

議案第66号

令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により市長から意見を求められた令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和6年10月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第7号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 入

（単位：千円）

款16 国庫支出金 項02 国庫補助金 目06 教育費国庫補助金

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
小学校費補助金	70,434	△13,133	57,301	学校施設環境改善交付金

○ 歳 出 （款10 教育費）

（単位：千円）

項02 小学校費 目01 学校管理費

＜小学校施設改修事業＞

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
委託料	3,033	△1,011	2,022	工事監理委託料
工事請負費	238,036	△51,129	186,907	校舎改修工事
補償、補填及び賠償金	0	3,183	3,183	補償金 ・第十小学校大規模改修工事に伴う補償料

○ 継続費補正

（単位：千円）

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	02 小学校費	第十小学校施設改修事業	521,406	令和6年度 (2024年度)	156,422	521,406	令和6年度 (2024年度)	104,282
				令和7年度 (2025年度)	364,984		令和7年度 (2025年度)	104,282
							令和8年度 (2026年度)	312,842